

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和2年10月7日に行われた人事院勧告を勘案し、任期付職員の期末手当について改正を行う必要があり、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 22 年葉山町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和 2 年 10 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、任期付職員の期末手当について改正を行うこととした。

2 内 容

特定任期付職員の期末手当について、令和 2 年 12 月期及び令和 3 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正することとした。

	現行		公布日施行		令和 3 年 4 月 1 日施行
6 月期	1.7 月	⇒	1.7 月	⇒	1.675 月
12 月期	1.7 月		1.65 月		1.675 月
年間計	3.4 月		3.35 月		3.35 月

3 施行期日等

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

【第1条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の130</u>(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

【第2条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>